

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番11号
株式会社ベルシステム24ホールディングス
代 表 取 締 役 柘 植 一 郎

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記要領により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2016年5月27日（金曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2016年5月30日（月曜日） 午前10時
（受付開始時刻 午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア3階 TKPガーデンシティPREMIUM神保町プレミアムボールルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。また、プレミアムボールルームが満席となった場合は、同階の第2会場をご案内させていただきますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第2期（自2015年3月1日至2016年2月29日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（自2015年3月1日至2016年2月29日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案	剰余金処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役8名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.bell24hd.co.jp/jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.bell24hd.co.jp/jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2015年3月1日)
(至 2016年2月29日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

i 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における国内景気は、良好な企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復傾向が続いております。また、内閣府が2月末に発表した月例経済報告にありますように、個人消費も総じて底堅い動きとなっており、所得環境の持ち直しへの期待感も見られます。一方で、中国や資源国をはじめとする海外経済の先行きの不透明感等、今後の国内景気を下押しするリスクも懸念されます。

当社グループが属する情報サービス業界は、景気回復を背景とした企業のIT投資意欲の回復や、大企業を中心に間接業務の最適化の動きが活性化する等堅調に推移している一方、失業率の低下、有効求人倍率の上昇に伴い、当社グループの主力事業であるCRM（Customer Relationship Management）事業の人員採用においても賃金の緩やかな上昇傾向が続いております。

ii 企業集団の当連結会計年度の業績（国際会計基準）

当社グループは、主力事業であるCRM事業において、サービス品質の改善、業務効率化等による収益性向上と、既存顧客からの受託業務の増加等による売上規模の拡大の相乗効果により、売上総利益の拡大に注力いたしました。また、成果報酬型提案による多国籍企業顧客（MNC：Multi National Client）向け案件の拡大や、当連結会計年度から本格的に導入されたマイナンバー制度に関する問い合わせ業務の受託拡大等にも重点的に取り組みました。

加えて、2014年10月の伊藤忠商事株式会社（以下、「伊藤忠商事㈱」と言う。）による資本参加を契機に、伊藤忠商事グループの多様な企業ネットワークを活用した新たな事業機会の獲得や、最新のIT技術を活用したオペレーションの効率性向上等を通じ、顧客との接点拡大や消費者とのコミュニケーションにおける付加価値向上を追求する体制を強化いたしました。具体的には、CRM・コンタクトセンタービジネスを中心としたBPO（Business Process Outsourcing）分野において、新規サービスの企画・開発、共同営業による既存顧客の深耕と新規顧客の開拓を目指し、伊藤忠商事㈱と伊藤忠テクノソリューション

ションズ株式会社（以下、「伊藤忠テクノソリューションズ㈱」と言う。）及び当社の３社で業務提携契約を締結し、推進体制の強化を図りました。また、当社開発のクラウド型コンタクトセンタープラットフォームである「BellCloud®」に、音声認識・テキストマイニング機能を搭載した「Bell Cloud VOC」の提供を2016年１月より開始し、クライアントが大規模投資をする事無く、低コスト且つ簡便に「消費者ニーズ」をマーケティングデータとして活用する機会を創出いたしました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

（CRM事業）

CRM事業においては、受託業務を主に「継続業務」、「スポット業務」に区分けしており、「継続業務」とは、当社グループが継続的にクライアント企業に対しサービスを提供する業務であり、「スポット業務」とは、時限的に発生するイベントへの対応業務であります。「継続業務」は、さらに《既存業務》、《既存（旧ＢＢコール）業務》、《新規業務等》に区分けしております。

《既存業務》と《新規業務等》においては、前連結会計年度より継続的に取り組んでいる品質改善活動の浸透等による既存顧客の継続案件の拡大や、MNC向け案件の拡大等により増収増益となりました。しかしながら、《既存（旧ＢＢコール）業務》において、当社子会社であったＢＢコール株式会社（以下、「旧ＢＢコール」と言う。なお、旧ＢＢコールは、2015年９月１日付で当社連結子会社である株式会社ベルシステム２４により吸収合併されました。）がクライアント企業との間で締結していた大口契約における受注単価や受注時間の減少等の条件が改定されたことの影響が大きく、CRM事業の売上収益は950億28百万円（前連結会計年度比8.8%減）、税引前利益は74億円（前連結会計年度比53.2%減）となりました。

（その他）

CRO（Contract Research Organization：医薬品開発受託機関）事業及びSMO（Site Management Organization：治験施設支援機関）事業においては、社内体制の見直しや業務プロセス改善活動の全社展開継続等を通じ、業務の生産性向上に努めてまいりましたが、医薬品業界の厳しい経営環境による売上減の影響が大きく、その他のセグメントの売上収益は75億12百万円（前連結会計年度比5.3%減）、税引前利益は４億75百万円（前連結会計年度比18.6%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は1,025億40百万円（前連結会計年度比8.5%減）、税引前利益は78億75百万円（前連結会計年度比51.9%減）、当期利益は50億31百万円（前連結会計年度比49.0%減）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額はリースを含め18億46百万円となりました。

その主なものは、CRM事業への投資であり、新規拠点ソリューションセンター構築及び既存拠点の改修等の建物附属設備や工具器具備品について11億87百万円、業務管理に係るITシステム設備や既存システムの改修等のソフトウェアについて6億13百万円の設備投資を実施いたしました。また、その他の事業へ46百万円の投資を実施いたしました。

③ 資金調達等の状況

当社は、2015年11月20日に東京証券取引所市場第一部へ株式を上場し、公募増資により総額で45億87百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の子会社であった株式会社BCJ-16（以下、「㈱BCJ-16」と言う。）は、子会社であった株式会社BCJ-7（以下、「㈱BCJ-7」と言う。）及び株式会社ベルシステム24ホールディングス（以下、「旧ベルシステム24H①」と言う。）を2015年3月1日付で吸収合併しており、同日に株式会社ベルシステム24ホールディングス（以下、「旧ベルシステム24H②」と言う。）に商号変更しております。また、当社は当社の子会社であった旧ベルシステム24H②を2015年9月1日付で吸収合併しており、同日に株式会社ベルシステム24ホールディングスに商号変更しております。

また、当社子会社の株式会社ベルシステム24は当社の子会社であった旧BBコールを2015年9月1日付で吸収合併しております。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2013年 2 月期 (国際会計基準)	2014年 2 月期 (国際会計基準)	2015年 2 月期 (国際会計基準)	2016年 2 月期 (国際会計基準)
売 上 収 益 (百万円)	105,206	107,561	112,071	102,540
営 業 利 益 (百万円)	17,984	16,599	18,833	8,884
税 引 前 利 益 (百万円)	15,013	12,957	16,387	7,875
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	8,193	8,024	9,875	5,031
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	—	359.93	71.00
資 産 合 計 (百万円)	130,118	130,010	134,902	137,847
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	42,594	50,621	26,924	37,677
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	—	—	384.63	515.34

- (注) 1. 当社は、2016年2月期より会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に準拠して連結計算書類を作成しております。ご参考として2013年2月期、2014年2月期及び2015年2月期の国際会計基準に準拠した数値もあわせて記載しております。
2. 当社は、従来百万円未満を切り捨てて端数処理をしておりましたが、国際会計基準に基づいた連結計算書類の端数処理に合わせ、2013年2月期より百万円単位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2015年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分については、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。
4. 基本的1株当たり当期利益、1株当たり親会社所有者帰属持分は、当社が2014年10月に㈱BCJ-7の株式を取得、子会社化し、共通支配下における組織再編によりあたかも2013年2月期期首時点で当該株式を取得したかのように処理しております。なお、2013年2月期及び2014年2月期においては株式の発行がないため「—」としております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 2015年 2 月期 (日本基準)	第 2 期 2016年 2 月期 (日本基準)
営 業 収 益 (百万円)	—	17,300
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△174	10,004
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△175	5,251
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	△4.4	74.10
総 資 産 (百万円)	48,828	163,793
純 資 産 (百万円)	48,825	58,733
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	697.51	803.34

- (注) 1. 当社は2014年6月20日に設立されたため、第1期の会計期間は9ヶ月となっております。
2. 百万円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2015年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、1株当たり純資産額については、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、当該株式併合後の発行済株式数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

なお、当社の親会社であったBain Capital Bellsystem Hong Kong Limitedは、当社の2015年11月20日の東京証券取引所市場第一部への株式上場に伴い、保有する当社株式の一部（24,500,000株）を売出したことにより、親会社に該当しなくなっております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(株) ベ ル シ ス テ ム 2 4	100	100.0	情報サービス
(株)ベル・メディカルソリューションズ	100	100.0	医薬関連サービス
(株) ポ ッ ケ	35	100.0	情報サービス
(株)BELL24・Cell Product	60	100.0	治験施設支援
(株) ベ ル ・ ソ レ イ ヨ	10	100.0	事務代行サービス 支援等

- (注) 1. (株)BCJ-16は、2015年3月1日付で(株)BCJ-7と旧ベルシステム24H①を吸収合併し、同日に(株)ベルシステム24ホールディングス（旧ベルシステム24H②）に商号変更しております。
2. 当社は、2015年9月1日付で旧ベルシステム24H②を吸収合併し、同日に(株)ベルシステム24ホールディングスに商号変更しております。
3. 当社子会社の(株)ベルシステム24は当社子会社であった旧BBコールを2015年9月1日付で吸収合併しております。

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住所	当社における 株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)ベルシステム24	東京都中央区晴海一丁目8番11号	百万円 33,634	百万円 163,793

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「BELL Value」という理念を掲げ「対話の力で世界を変える」というBELL Missionの下、社員一丸となってお客様から信頼いただけるサービスを創造し、市場を創出してまいりました。これからもなお一層、お客様から必要とされる企業グループを目指すために、以下の施策を重点的に取り組んでいく所存であります。

① CRM市場における安定成長

i 既存受託案件の継続的品質向上

CRM事業において当社グループが考える品質とは、単にコンタクトセンターにおける応対品質を指すだけではなく、クライアント企業がカスタマーとの関係を強化できることを前提に、カスタマーの満足度向上等、クライアント企業にとっての品質管理指標（顧客満足度などのサービス提供指標）の達成、及び当社グループにとっての生産性指標（時間あたりの受注金額とコストのバランス等）の達成を高いレベルで両立することができた状態であると認識しております。そのために当社グループは、センター単位ではなく受託業務単位での品質をきめ細かく徹底的に向上させる体制を構築しており、今後も引き続き品質改善体制の強化を進めてまいります。クライアント企業に対し、高品質なサービスを継続的に提供することを通じ、そこから派生する新たな案件を獲得することができ、それが安定成長のための基盤になるものと考えております。

ii 新規クライアント企業の積極的獲得

新規のクライアント企業を獲得し、当社グループの営業基盤を増強していくことは、当社グループの成長のために必要不可欠な、最重要課題の一つであります。当社グループは、これまでの新規クライアント企業獲得営業体制に加え、2014年10月に資本参加を受けた伊藤忠商事グループの国内外の広範な企業ネットワークを活用することにより、従来、アプローチをすることができなかった企業層へのアプローチが可能となることで、新たな売上機会を創出してまいります。また、カスタマーに最高の顧客体験を提供する事を意図した高付加価値型CRMオペレーション手法の導入や、カスタマー接点を起点に、クライアント企業のバリューチェーンを活性化するBPOサービスの展開等、CRM事業を革新、発展させて提供する事を通じ、新規クライアント企業の開拓に拍車をかける戦略も推進してまいります。

iii スポット需要への対応

コンタクトセンターに対する需要の一つとして、大規模なカスタマー対応窓口を緊急且つ時限的に設置するといったクライアント企業からの要望があります。これに対して当社グループは、日本国内におけるセンター数26箇所、席数13,500席という規模と、30余年にわたるコンタクトセンター運営の経験を活かし、緊急対応窓口等のコンタクトセンターを、スピーディーに構築することが可能です。こうしたスポット需要に対し継続的且つ安定的に対応できるよう、更なる体制強化を進めてまいります。同時にスポット需要については、時限的な業務であるため、売上全体に占める継続業務とのバランス等を考慮しながら、事業計画に基づいた質的・量的に最適な運用を進めてまいります。

② CRM市場におけるさらなる成長

i 伊藤忠商事グループとの連携

伊藤忠商事㈱のグループ企業及びその取引先企業等に対し、同社のネットワークを活用してアプローチを行い、事業の拡張を図ってまいります。加えて、単に面的に事業領域の拡張を図るだけでなく、当社グループと伊藤忠商事グループとの協業によって、クライアント企業とカスタマーの接点であるコンタクトセンター事業の新たな価値を創出してまいります。例えば、2015年7月には伊藤忠商事㈱、伊藤忠テクノソリューションズ㈱及び当社の3社間において、コンタクトセンタービジネスにおける新規サービスの企画・開発に関する包括的業務提携契約を締結しており、3社の協業で最新のITテクノロジーを駆使した最先端のコンタクトセンターサービス提供を目指してまいります。こうした取り組みをはじめ、伊藤忠商事グループとの広範な連携により、コンタクトセンターを中心としたBPOビジネス等、新たなCRM事業モデルを開発し、提供してまいります。

ii CRMインフラの提供

当社グループは、従来より積極的なIT投資を行ってまいりました。国内のソリューションセンターをクラウドで連携した音声系プラットフォームであるBellCloud[®]や、同プラットフォームを応用し在宅コンタクトセンターサービスを可能にするBell@Home、また、人員配置とコストの最適化を実現するWFM（ワークフォースマネジメント）等の先進的且つ科学的なCRMサービスを提供しております。このような実績豊富なCRMインフラを、今後は、当社グループが受託した案件に活用する以外に、クライアント企業にCRMインフラとして提供する取組を強化してまいります。CRMインフラとオペレーションのノウハウを、当社グループから一括で提供することにより、クライアント企業は、初期コストを抑えた上で高品質なコンタクトセンターを開設することが可能となります。

③ 新たなCRMマーケットの開拓

i 高品質なグローバル基準のオペレーションを提供

グローバルに事業を展開する企業においては、世界各国において高いレベルでの均質なサービスを展開するため、コンタクトセンター運営においても世界共通の様々な厳格な指標が設定されており、高水準のオペレーションが要求されております。

当社グループでは、こうしたグローバル企業の要求する高水準のオペレーションを実行するため、MNCを専門とする部署を設置しており、欧米の最先端コンタクトセンター事業会社が提供する世界基準のカスタマーサポート業務を、日本でも同様に提供できる体制を構築し、既に国内のグローバル企業において多数の実績を上げております。今後も、日本で事業展開をする外資系企業のみならず、日本企業に対してもこの高品質なコンタクトセンターサービスの提供を加速してまいります。

ii ASEAN諸国をはじめとする海外での事業展開

伊藤忠商事グループの海外ネットワークを活用し、ASEAN諸国をターゲットに見据えコンタクトセンターの海外事業展開を目指します。当社グループが30余年で培ったコンタクトセンターの運営ノウハウを、各国の事情に合わせてカスタマイズし、高品質の現地サービスを提供してまいります。加えて、更なる事業拡張やカントリーリスクの分散、BCP対策等の観点から、複数拠点でのオフショア化を実現しているMNCとの新たな事業機会創出を目指してまいります。

④ 人材マネジメント強化

前記の施策をより迅速かつ確実に実現していくためには、優れた人材の採用と全社的な人材育成の強化が喫緊の課題であると認識しております。

事業戦略を実現するための人材ポリシーと制度設計も含め、中長期的な事業展開を見据えた人材マネジメントを強化してまいります。

⑤ コンプライアンス管理体制の強化

株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、当社グループを取り巻く各ステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンス体制の整備及び向上は重要事項であると認識しております。特に、コンプライアンスは当社グループの事業活動のすべてにおいて最優先の事項であると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス規程」に基づき、ＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー：最高コンプライアンス責任者）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制面での運用状況管理、整備を行っております。また、情報セキュリティについてもＣＰＯ（チーフ・プライバシー・オフィサー：最高個人情報保護責任者）及びＣＩＳＯ（チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー：最高情報セキュリティ責任者）を置き、プライバシーマークの認証基準に基づいた個人情報保護体制、ならびに、ISMS認証基準に基づいた情報セキュリティ保護体制を構築しております。その他、全社員を対象としてコンプライアンス研修を実施し、また「ベルシステム24グループ行動規範」を制定し、これらに従い全役職員が法令等を遵守し、高い倫理観をもった行動をとるよう啓蒙に努めております。

以上のようにコンプライアンス管理体制の強化に向けて継続的に制度・体制及び企業風土の改善を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2016年2月29日現在）

区分	主な事業内容	当該事業に携わる会社
CRM事業	電話を主なコミュニケーションチャネルとする従来型のインバウンド・アウトバウンドコールの業務に加え、Webや急速に拡大するソーシャルメディア等のIT技術を駆使した様々なサービスを、クライアント企業へ提供しております。	(株)ベルシステム24
その他	CRO（医薬品開発受託機関）事業、SMO（治験施設支援機関）事業、コンテンツ事業等を行っております。	(株)ベル・メディカルソリューションズ (株)BELL24・Cell Product (株)ポッケ (株)ベル・ソレイユ

(6) 主要な事業所等（2016年2月29日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都中央区

② 子会社

名称	所在地
(株)ベルシステム24	本社（東京都中央区）支店6箇所、SC26箇所（注）
(株)ベル・メディカルソリューションズ	本社（東京都豊島区）
(株)ポッケ	本社（東京都渋谷区）
(株)BELL24・Cell Product	本社（札幌市中央区）
(株)ベル・ソレイユ	本社（東京都中央区）

（注）SC＝ソリューションセンター。ソリューションセンターは、コンタクトセンターのオペレーション業務を行う事業所の呼称であります。

(7) 使用人の状況（2016年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
CRM事業	753人（24,756人）	22人減（1,463人減）
その他	420人（451人）	10人減（18人減）
全社（共通）	183人（97人）	18人減（63人減）
合計	1,356人（25,304人）	50人減（1,544人減）

- （注）1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者の平均雇用人員数であります。
3. 臨時雇用者数には、パートタイマー及び契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
131人 (51人)	131人増 (51人増)	41歳3ヶ月	8年2ヶ月

- （注）1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者の平均雇用人員数であります。
3. 使用人が前事業年度に比べ増加したのは、2015年9月1日付で旧ベルシステム24H②を吸収合併したことによるものであります。
4. 臨時雇用者数には、パートタイマー及び契約社員の従業員を含み、派遣社員を除いております。
5. 平均勤続年数は、2010年6月1日付、2012年3月1日付、2015年3月1日付及び2015年9月1日付の合併以前の勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高 (百万円)
(株)みずほ銀行	28,328
(株)三菱東京ＵＦＪ銀行	28,328
(株)三井住友銀行	18,699
三菱ＵＦＪ信託銀行(株)	2,233
みずほ信託銀行(株)	1,787
(株)東京スター銀行	1,563
合計	80,938

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

① 発行可能株式総数 280,000,000株

(注) 2015年8月27日の臨時株主総会決議により、2015年9月1日付の定款の一部変更で、発行可能株式総数が3,040,000,000株減少し、1,960,000,000株となった他、2015年9月10日付の株式併合で、発行可能株式総数がさらに1,680,000,000株減少し、280,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 73,111,846株

- (注) 1. 2015年8月27日の臨時株主総会決議により、2015年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。これにより発行済株式の総数は420,000,000株減少し、70,000,000株となっております。
2. 公募増資により、新株式3,102,900株を発行し、発行済株式の総数は3,102,900株増加しております。
3. 新株予約権の行使により、新株式8,946株を発行し、発行済株式の総数は8,946株増加しております。

③ 株主数 26,082名

④ 大株主の状況

株主名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事(株)	30,030,000株	41.07%
BAIN CAPITAL BELLSYSTEM HONG KONG LIMITED	10,570,000株	14.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	4,021,000株	5.49%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	1,008,000株	1.37%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	797,600株	1.09%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	722,169株	0.98%
野村信託銀行(株) (投信口)	663,600株	0.90%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	618,000株	0.84%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	324,834株	0.44%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/ LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	320,000株	0.43%

- (注) 1. 単位未満は切捨てて表示しております。
2. 自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

名称		第2回新株予約権
発行決議日		2015年5月27日
新株予約権の数（個）		8,516,950
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）		1,216,706（注）2
新株予約権の払込金額（円）		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		700（注）3
権利行使期間		自 2015年5月29日 至 2025年5月28日
行使の条件		（注）4
役員の保有状況	当社取締役 （社外取締役を除く。）	新株予約権の数 8,516,950個 目的となる株式数 1,216,706株 保有者数 2名

（注）1. 2015年8月27日の臨時株主総会において、新株予約権要項の一部を変更する決議を行っております。

2. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

なお、2015年9月10日付の株式併合により付与株式数の調整がなされ、新株予約権の目的となる株式の数は、8,516,950を7で除した数の株数（新株予約権1個につき7で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

3. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。なお、2015年9月10日付の株式併合により行使価額の調整がなされ、新株予約権の行使時の払込金額は、100円から700円になっております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、割当日（2015年5月29日）から2018年11月1日までの間に、以下所定のスケジュールに従い、権利が確定する。
 - (a) 割当日に75%、2016年3月1日に100%行使可能となる方法。
 - (b) 割当日に25%、2015年6月1日に50%、その後1年毎に25%累積して行使可能となる方法。
- (4) 上記（3）にかかわらず、上記（3）の(a)(b)については、当社の株式上場（適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社株式が日本の証券取引所に上場することにより、当社の議決権のある株式について金銭を対価とする公募及び売出しが行われることを言う。以下同じ。）が生じた場合は、その時点で残存する新株予約権全てについて権利が確定する。
- (5) 上記（3）及び（4）により権利が確定した新株予約権は、当社の株式上場時に行使可能となる。
- (6) 新株予約権者と当社またはその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、その時点で権利が確定していない新株予約権は行使不能になるとともに、当該終了の日により前に権利が確定した新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
 - (a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める所定の理由以外の理由により雇用関係が終了された場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は、最終行使可能日（2025年5月28日）までに限り行使することができる。
 - (b) 雇用関係の終了が、上記(a)以外の理由に基づくものである場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は直ちに行使不能となる。
 - (c) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、又は当社若しくはその子会社等との間の競合避避契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができる。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

② 当事業年度中に当社使用人、当社子会社役員及び使用人に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称		第 1 回新株予約権	
発行決議日		2015年 5 月27日	
新株予約権の数（個）		2, 125	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）		299（注） 2	
新株予約権の払込金額（円）		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		14, 000（注） 3	
権利行使期間		自 2015年 5 月29日 至 2025年 5 月28日	
行使の条件		（注） 4	
新株予約権の割当対象者及び人数	当社使用人 （当社の役員を兼ねている者を除く。）	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	1, 125個 158株 4名
	当社の子会社の役員及び使用人 （当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	1, 000個 141株 3名

（注） 1. 2015年 8 月27日の臨時株主総会において、新株予約権要項の一部を変更する決議を行っております。

2. 新株予約権 1 個につき、目的となる株式数は、1 株であります。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

なお、2015年 9 月10日付の株式併合により付与株式数の調整がなされ、新株予約権の目的となる株式の数は、2, 125 を 7 で除した数の株数（新株予約権 1 個につき 7 で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

3. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。なお、2015年9月10日付の株式併合により行使価額の調整がなされ、新株予約権の行使時の払込金額は、2,000円から14,000円になっております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、当社の株式上場（適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社株式が日本の証券取引所に上場することにより、当社の議決権のある株式について金銭を対価とする公募及び売出しが行われることを言う。以下同じ。）時に行使可能となる。ただし、新株予約権が行使可能となった場合には、当該新株予約権は速やかに買取りが行われる。当該買取りが行われた場合、新株予約権は行使不能となる。
- (4) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、又は当社若しくはその子会社等との間の競合避止契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができる。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

名称		第2回新株予約権	
発行決議日		2015年5月27日	
新株予約権の数（個）		2,480,057	
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数（株）		354,290（注）2	
新株予約権の払込金額（円）		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（円）		700（注）3	
権利行使期間		自 2015年5月29日 至 2025年5月28日	
行使の条件		（注）4	
新株予約権の割当対象者及び人数	当社使用人 （当社の役員を兼ねている者を除く。）	新株予約権の数	1,127,299個
		目的となる株式数	161,041株
		交付者数	4名
	当社の子会社の役員及び使用人 （当社の役員又は使用人を兼ねている者を除く。）	新株予約権の数	1,352,758個
		目的となる株式数	193,249株
		交付者数	4名

（注）1. 2015年8月27日の臨時株主総会において、新株予約権要項の一部を変更する決議を行っております。

2. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権にかかる付与株式数についてのみに行われるものとする。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。

なお、2015年9月10日付の株式併合により付与株式数の調整がなされ、新株予約権の目的となる株式の数は、2,480,057株を7で除した数の株数（新株予約権1個につき7で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

3. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

① 株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知する。なお、2015年9月10日付の株式併合により行使価額の調整がなされ、新株予約権の行使時の払込金額は、100円から700円になっております。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、割当日（2015年5月29日）から2018年11月1日までの間に、以下所定のスケジュールに従い、権利が確定する。
 - (a) 2015年11月1日に25%、その後1年毎に25%ずつ累積して行使可能となる方法。
- (4) 上記（3）により権利が確定した新株予約権は、当社の株式上場時に行使可能となる。
- (5) 新株予約権者とその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、その時点で権利が確定していない新株予約権は行使不能になるとともに、当該終了の日により前に権利が確定した新株予約権は、以下のとおり取り扱われる。
 - (a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める所定の理由以外の理由により雇用関係が終了された場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は、最終行使可能日（2025年5月28日）までに限り行使することができる。
 - (b) 雇用関係の終了が、上記(a)以外の理由に基づくものである場合、当該雇用関係の終了の日より前に権利が確定した新株予約権は直ちに行使不能となる。
 - (c) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、又は当社若しくはその子会社等との間の競合避避契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができる。
- (6) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、第1回新株予約権の全ての新株予約権者から譲受人に譲渡することについて申請がされましたので、2015年11月25日開催の取締役会において、第1回新株予約権の譲渡について決議をいたしました。なお、第1回新株予約権は、2015年12月3日付で譲受人に譲渡され、同日、譲受人にて全て放棄されました。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	デイビッド・ガーナー	会長 執行役員	Sitel Corporation 取締役
代表取締役	小松 健次	社長執行役員 CEO	H. Kアソシエーツ(株) 取締役
代表取締役	柘植 一郎	副社長 執行役員	—
取締役	早田 憲之	常務 執行役員	—
取締役	松村 一三	執行役員	—
取締役	野田 俊介	—	伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 取締役 エキサイト(株) 取締役
取締役	杉本 勇次	—	ベインキャピタル・アジア・LLC マネージ ングディレクター ジュピターショップチャンネル(株) 取締役 (株)すかいらく 取締役 (株)マクロミル 取締役 (指名委員 監査委員 報酬委員) (株)スフィンクス 代表取締役 (株)ニチイ学館 社外取締役 日本風力開発(株) 取締役 (株)雪国まいたけ 社外取締役 大江戸温泉物語(株) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	デイビッド・グロスロー	—	ベインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター ベインキャピタル・ビジョン・ケイマン L t d. 取締役 ベインキャピタル・ビジョン・HK L t d. 取締役 A S I M O ・テクノロジーズ・リミテッド 取締役 チャイナ・ファイアー・アンド・セキュリティーグループ I n c. 取締役 (株)ドミノ・ピザジャパン 取締役 D P E ジャパン(株) 取締役 (株)D P J ホールディングス1 取締役 リテイル・ズー P T Y L T D. 取締役 (株)マクロミル 社外取締役 (指名委員 監査委員 報酬委員) (株)すかいらく 取締役 日本風力開発(株) 取締役 大江戸温泉物語(株) 取締役 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 (株)ベンチャーリパブリック 取締役 (株)G D O ゴルフテック 代表取締役社長 (株)インサイト 取締役
取締役	石坂 信也	—	(株)ベンチャーリパブリック 取締役 (株)G D O ゴルフテック 代表取締役社長 (株)インサイト 取締役
常勤監査役	濱口 聡子	—	—
監査役	渡邊 和紀	—	三菱電機(株) 社外取締役 (監査委員 報酬委員)
監査役	中西 政明	—	伊藤忠商事(株) 住生活・情報経理室長代行

- (注) 1. 2015年9月1日付で、会社法第332条第7項の定めに従い、野田俊介及び杉本勇次の両氏が取締役を退任するとともに、当社と当社の子会社であった旧ベルシステム24H②との合併(当社による吸収合併)に伴い、デイビッド・ガーナー、小松健次、柘植一郎、早田憲之、松村一三、野田俊介、杉本勇次、デイビッド・グロスロー及び石坂信也の各氏が取締役に就任いたしました。また、同日付で、会社法第336条第4項の定めに従い、中浜俊介氏が監査役を退任するとともに、濱口聡子、渡邊和紀及び中西政明の各氏が監査役に就任いたしました。
2. デイビッド・ガーナー氏は、当事業年度終了時に取締役を辞任いたしました。
3. 当事業年度末日後に生じた取締役の異動は、以下のとおりであります。

氏名	地位及び担当		異動年月日
	変更前	変更後	
デイビッド・ガーナー	代表取締役 会長執行役員	相談役	2016年3月1日
小 松 健 次	代表取締役 社長執行役員CEO	取締役 会長執行役員	2016年3月1日
柘 植 一 郎	代表取締役 副社長執行役員	代表取締役 社長執行役員CEO	2016年3月1日

4. 取締役デイビッド・グロスロー氏及び石坂信也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役渡邊和紀氏及び中西政明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 常勤監査役濱口聡子氏は、当社グループ会社において営業・オペレーション部門や人事部門・コンプライアンス部門の管掌実績があり、監査に必要な業務知識を幅広く有するものであります。
監査役渡邊和紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役中西政明氏は、伊藤忠商事グループの経理業務を10年以上担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 石坂信也氏及び渡邊和紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

9. 当社は、執行役員制度を導入しております。2016年2月29日現在の執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
会長執行役員	デイビッド・ガーナー	社長執行役員補佐、経營業務（主に欧米）の支援全般
社長執行役員CEO	小松 健次	社長執行役員として全社統括、グループ経営全般
副社長執行役員	柘植 一郎	社長執行役員補佐、経營業務の支援全般
常務執行役員	早田 憲之	子会社の事業戦略策定の支援
執行役員	松村 一三	経営企画部、法務・コンプライアンス部及び広報IR室管掌
執行役員	金澤 明彦	プロセス管理部長
執行役員	外村 学	人材開発部長
執行役員CIO	松田 裕弘	テクノロジー部及びテクノロジー・ソリューション部管掌
執行役員CFO	古谷 文太	購買管理部、経理・財務部及び財務計画部管掌
執行役員	辻 豊久	経営企画部長

デイビッド・ガーナー氏は、当事業年度終了時点で会長執行役員を辞任し、2016年3月1日付で小松健次氏及び柘植一郎氏は注3に記載のとおり地位及び担当が異動いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、社外監査役のいずれについても法令に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で且つ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	153百万円 (4百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	11百万円 (2百万円)
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	164百万円 (6百万円)

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 期末現在の人数は取締役9名、監査役3名であります。当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役9名及び監査役4名（当事業年度中に退任した監査役1名を含みます。）のうち、取締役3名及び監査役2名は無報酬であります。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当社と当社の子会社であり実質的な事業運営主体であった旧ベルシステム24H②との合併に際して、2015年9月1日に当社の取締役又は監査役に就任した者が当該合併前に旧ベルシステム24H②の取締役又は監査役として受領していた報酬等は含まれておりません。
4. 2015年8月27日の臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額750百万円、監査役の報酬等の上限額は年額40百万円と決議しております。
5. 取締役の報酬等の額には、取締役5名に対する役員賞与に係る当事業年度における役員賞与引当金繰入額25百万円及び取締役2名に対して交付している新株予約権に係る当事業年度における費用計上額51百万円が含まれておりますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

i 役員報酬制度の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、株主総会における取締役、監査役の報酬決議に従い、個別の報酬決定については、役員報酬規程に基づき決定しております。

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成しておりますが、業務執行から独立した立場にある非業務執行取締役及び監査役には、基本報酬のみの支給としております。

ii 役員報酬の決定方法

1) 取締役

取締役の報酬は、株主総会における報酬決議に従い、役員報酬基準に基づき、「役員報酬会議」が報酬案を審議し、立案しております。

「役員報酬会議」は、取締役会の構成員であって、社長執行役員を兼ねる代表取締役、会長執行役員を兼ねる取締役及び社長執行役員を兼ねる代表取締役が指名する非業務執行取締役2名で構成しており、非業務執行取締役を交えた審議により、透明性・公正性を担保した意思決定を行う体制を構築しております。

なお、取締役の個人別の報酬額は、当該会議で決定された報酬案に基づき社長執行役員を兼ねる代表取締役が決定しますが、その決定にあたっては、当該会議で決定された報酬案の妥当性、正当性を諮るため、当該会議の非構成員である非業務執行取締役、外部コンサルタント等に意見を求めることができるものとしています。

2) 監査役

監査役の報酬は、株主総会における報酬決議に従い、監査役会において監査役の協議によって決定しております。その決定にあたっては、日本監査役協会公表の協会所属企業の監査役報酬水準を参考にしております。

⑤ 社外役員に関する事項

i 社外役員の重要な兼職の状況

社外役員の重要な兼職については、以下のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と 兼職先 との関係
社 外 取 締 役	デイビッド・ グロスロー	ベインキャピタル・アジア・LLC マネージングディレクター ベインキャピタル・ビジョン・ケイマンL t d. 取締役 ベインキャピタル・ビジョン・HK L t d. 取締役 A S I M O ・テクノロジーズ・リミテッド 取締役 チャイナ・ファイアー・アンド・セキュリティ グループI n c. 取締役 (株)ドミノ・ピザジャパン 取締役 D P E ジャパン(株) 取締役 (株)D P J ホールディングス1 取締役 リテイル・ズーP T Y L T D. 取締役 (株)マクロミル 社外取締役 (指名委員 監査委員 報酬委員) (株)すかいらく 取締役 日本風力開発(株) 取締役 大江戸温泉物語(株) 取締役	— — — — — — — — — — — — —
社 外 取 締 役	石坂 信也	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 (株)ベンチャーリパブリック 取締役 (株)G D Oゴルフテック 代表取締役社長 (株)インサイト 取締役	— — — —
社 外 監 査 役	渡邊 和紀	三菱電機(株) 社外取締役(監査委員 報酬委員)	—
社 外 監 査 役	中西 政明	伊藤忠商事(株) 住生活・情報経理室長代行	当社の 主要 株主

ii 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	デイビッド・グロスロー	2015年9月1日就任以降の取締役会13回のうち5回に出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	石坂 信也	2015年9月1日就任以降の取締役会13回のうち10回に出席し、IT分野を中心とした業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見地から発言を行っております。
社外監査役	渡邊 和紀	2015年9月1日就任以降の取締役会13回のうち12回に、また監査役会8回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	中西 政明	2015年9月1日就任以降の取締役会13回全てに、また監査役会8回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。

iii 社外役員の親族関係

該当事項はありません。

iv その他社外役員に関する事項

各社外取締役及び各社外監査役は、当社と当社の子会社であった旧ベルシステム24H②との合併（当社による吸収合併）に伴い、当社の取締役又は監査役に就任しておりますが、かかる合併の効力発生日まで、それぞれ旧ベルシステム24H②の社外取締役又は社外監査役に就任しており（デイビッド・グロスロー氏及び石坂信也氏は取締役であり、渡邊和紀氏及び中西政明氏は監査役でありました。）、当事業年度において、当該旧ベルシステム24H②からの役員報酬等としての報酬額は4百万円であります。

v 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	45百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、当社「監査役監査基準」、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に則り、経理・財務部管掌執行役員、経理・財務部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受け、会計監査人の報酬等の額について検証を行いました。その際、会計監査人より報告を受けた監査計画の内容、報酬見積り等の算出根拠に加え、従前の事業年度における職務執行状況についても確認を行い、監査時間の妥当性、監査品質の担保について検証いたしました結果、監査役会は提示された報酬額は妥当と判断し同意したものであります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年9月30日の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役に独立した立場の社外取締役を含める。
- 2) 当社は、当社及び子会社のすべての役員及び従業員の一人ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として『ベルシステム24グループ行動規範』（以下「行動規範」という）を定め、法令遵守の考えを明らかにする。当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、行動規範を遵守することで、法令遵守の徹底を図る。
- 3) 法令、定款、社内規程及び社会規範（以下「法令等」という）の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること（以下「コンプライアンス」という）を確立するための具体策として、次の措置をとる。

イ 取締役及び執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員及び使用人を対象に教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。

ロ 当社及び子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、コンプライアンス担当役員（ＣＣＯ）を任命する。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンス体制を当社及び子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。

- ハ 取締役及び執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度として『企業倫理ホットライン』を開設し、当社及び子会社のすべての取締役、執行役員及び使用人に周知する。取締役及び執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
- ニ 監査部は、当社及び子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を随時取締役及び執行役員に報告する。
- ホ 取締役及び執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
- ヘ 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び『ベルグループ反社会的勢力対策基本規程』に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な会議の議事録、稟議その他の取締役の職務の執行に係る情報については、『情報管理基本規程』及び『文書管理規則』に基づき、経営企画部が適正に保存、管理するとともに、必要に応じてその運用状況の検証及び該当する規程類の見直しを行う。

取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧することができる。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、『リスク管理規程』を定め、経営企画部を主管として、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを網羅的かつ横断的に定義し、定義した重大な経営リスクごとの主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応について定める。
- 2) 当社及び子会社の重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）及び最高個人情報保護責任者（C P O）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、内部監査を実施する。
- 3) 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- 2) 当社は、『職務権限規程』及び『業務分掌規程』に基づき、職務権限及び分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- 3) 当社は、執行役員及び使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために『稟議規程』及び『経費支出決裁規則』を定める。
- 4) 当社は、職務権限の委譲により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議又は諮問を経ることで、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を行う。

Ⅴ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役等（取締役、執行役員その他これらに相当する者をいう）及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、『グループ会社管理規程』を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を要するものとするとともに、子会社の取締役等及び使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期又は不定期に受ける。また、子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役及び執行役員に報告する。

- 2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 『リスク管理規程』に基づき、経営企画部は、子会社についても、その経営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるリスクを定義し、定義した重大な経営リスクごとに当社における主管部門を定めることでリスク管理体制を明確化する。

ロ 子会社においても重大な経営リスクである機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（CISO）及び最高個人情報保護責任者（CPO）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役等及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。また、これらの体制が適切に運用されていることを検証するために、子会社を含めて内部監査を実施する。

ハ 経営企画部は、関連する部門と連携のうえ、経営戦略や事業計画の策定その他の経営上の重要な意思決定にあたって必要となる経営リスクのアセスメントを子会社も対象として行い、取締役及び執行役員による経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。

- 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社との間の経営指導契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。

- 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、法令遵守の考えを行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等及び使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。

ロ 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

vi 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの体制構築及び整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

vii 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する事務局を置き、この事務局に、補助使用人を1名以上置く。

viii 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- 2) 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- 3) 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

ix 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- 1) 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、定期的にその職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会のほか、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。
- 2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- 3) 子会社の取締役、執行役員及び使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

x 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- 2) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒処分等に関して、取締役及び執行役員にその理由の説明を求めることができる。

xi 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役の計画する予算を計上する。
- 2) 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

xii その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、必要と判断した場合には、当社及び子会社の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人と定期的に情報交換を行い、又は必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- 2) 当社及び子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にヒアリングを実施し、又は必要とする資料を閲覧する機会を与えられる。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- 3) 監査役は、監査部をはじめとする、当社及び子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。なお、監査役は、内部通報制度に基づく内部通報について、担当部門と同様に外部通報先から直接にその内容の報告を受けることができる。
- 4) 監査役は、会計監査人との緊密な連係を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告及び随時の報告を受ける。
- 5) 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。
- 6) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた『監査役会規程』及び『監査役監査基準』に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

i コンプライアンス

『ベルシステム24グループ行動規範』を制定しており、取締役及び使用人による職務執行がこれに則って行われるよう、行動規範をテーマに作成したコンテンツをもとに、グループ全社の役職員を対象に年1回コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

コンプライアンス担当役員（ＣＣＯ）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当連結会計年度においても四半期に1回の頻度で開催いたしました。コンプライアンス委員会には、常勤監査役も出席し、グループ全社のコンプライアンスの状況について報告・審議されるとともに、コンプライアンス上の課題の把握とその対応策の立案、実施をする等、継続的な改善を行っております。

グループ全社の従業員等を利用可能者とする、社外弁護士を窓口とした内部通報制度の運用を引き続き行い、問題（コンプライアンス違反）の早期発見と改善措置を図っております。なお、グループ全社を適用対象とする『内部通報制度運用規程』において、通報者は相談又は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨を規定しております。また、通報内容は、当社の常勤監査役に即時共有される体制を構築しております。

監査部は、情報セキュリティを含むコンプライアンスについて、当社及び子会社を監査し、その結果を取締役、執行役員及び常勤監査役に報告しております。

取引先との取引にあたっては、その契約書等に反社会的勢力の排除に関する記載を行うこととしているほか、『ベルグループ反社会的勢力対策基本規程』に基づき取引先の確認を行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。また、加盟している『公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会』等の関係機関とも連携のうえ、反社会的勢力の排除に向けた体制の強化を引き続き図っております。

ii 情報の保存及び管理

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び『文書管理規則』等の社内規程に基づき、定められた期間において適正に保存、管理するとともに、取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態に置いております。

iii リスク管理

当連結会計年度においては、当社グループの主要な事業セグメントであるCRM事業において、特に重要な情報を取り扱う業務を特定リスク業務と定義し、当該業務におけるリスクの洗出しを改めて行くとともに、洗い出されたリスクの度合いに応じた対策を策定し、その運用を導入し、又は従前の対策を改善する等、適切なリスク管理を行っております。

iv 職務執行の効率性の確保

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の専決事項を除く取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲しております。なかでも経営上の重要事項については、原則週1回の頻度で開催される、執行役員で構成し、常勤監査役も出席する経営会議における議論・検討を経て決定することにより、意思決定の適正性を担保しつつ、機動的な意思決定を行い、職務執行の効率性を確保しております。

v 財務報告の信頼性等の確保

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、『財務報告に係る内部統制規則』に基づき、内部統制の整備及び評価に関する年度計画を策定のうえ、これに従って監査部が整備及び運用状況の有効性評価を実施しております。

vi 監査役の監査

監査役は、取締役会への出席ならびに常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席及び社内稟議の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の確認を行い、必要に応じて意見を表明しております。

また、監査部をはじめ、当社及び子会社の関係部門と定期的な情報交換を行うとともに、報告を受け、必要に応じて資料の提出及び説明を求めています。会計監査人とは、定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つと認識しており、剰余金の配当を安定的且つ継続的に実施し、業績の進捗状況に応じて配当性向及び必要な内部留保の充実等を総合的に勘案した上で、中長期的には調整後当期利益（注）ベースでの連結配当性向50%を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

なお、内部留保資金については、財務体質の強化を図るとともに、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値の向上に努める考えであります。

また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

- (注) 調整後当期利益（国際会計基準）＝当期利益 ＋ マネジメントフィー
（※）＋ 上場関連費用 ＋ 上場を前提とした株式報酬 ＋ 設立費用 ＋
固定資産除売却損 ＋ その他の費用 － その他の収益 ＋ 調整項目の税金
調整額
（※） ベインキャピタル・パートナーズ・ＬＬＣ及び伊藤忠商事(株)とのマ
ネジメント契約に基づく報酬

連結財政状態計算書

(2016年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	27,352	流 動 負 債	26,623
現金及び現金同等物	7,334	営業債務	3,629
営業債権	16,305	借入金	9,144
未収還付法人所得税	2,863	未払法人所得税	791
その他の短期金融資産	95	引当金	95
その他の流動資産	755	未払従業員給付	8,226
非 流 動 資 産	110,495	その他の短期金融負債	358
有形固定資産	5,497	その他の流動負債	4,380
のれん	97,083	非 流 動 負 債	73,547
無形資産	2,334	長期借入金	71,314
繰延税金資産	2,458	引当金	1,352
その他の長期金融資産	3,076	長期未払従業員給付	252
その他の非流動資産	47	その他の長期金融負債	627
		その他の非流動負債	2
		負 債 合 計	100,170
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	37,677
		資本金	26,797
		資本剰余金	3,107
		その他の資本の構成要素	318
		利益剰余金	7,455
		資 本 合 計	37,677
資 産 合 計	137,847	負 債 及 び 資 本 合 計	137,847

- (注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（ＩＦＲＳ）に基づいて作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結損益計算書

(自 2015年3月1日
至 2016年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	102,540
売 上 原 価	△82,344
売 上 総 利 益	20,196
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△10,539
そ の 他 の 収 益	72
そ の 他 の 費 用	△845
営 業 利 益	8,884
金 融 収 益	1
金 融 費 用	△1,010
税 引 前 利 益	7,875
法 人 所 得 税 費 用	△2,844
当 期 利 益	5,031
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	5,031

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。

2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結持分変動計算書

（自 2015年3月1日
至 2016年2月29日）

（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	その他の資本 の構成要素	利益剰余金
2015年3月1日現在	24,500	—	—	2,424
当期利益	—	—	—	5,031
その他の包括利益	—	—	△5	—
当期包括利益合計	—	—	△5	5,031
新株の発行	2,297	2,278	△2	—
株式報酬取引	—	—	325	—
所有者による拠出	—	829	—	—
所有者との取引等合計	2,297	3,107	323	—
2016年2月29日現在	26,797	3,107	318	7,455

	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
2015年3月1日現在	26,924	26,924
当期利益	5,031	5,031
その他の包括利益	△5	△5
当期包括利益合計	5,026	5,026
新株の発行	4,573	4,573
株式報酬取引	325	325
所有者による拠出	829	829
所有者との取引等合計	5,727	5,727
2016年2月29日現在	37,677	37,677

- （注） 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。
 2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(2016年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,640	流 動 負 債	31,583
現金及び預金	3,068	買 掛 金	10
売 掛 金	1,252	短 期 借 入 金	27,200
関係会社短期貸付金	300	1年内返済予定の長期借入金	2,750
繰延税金資産	283	リ ー ス 債 務	320
前払費用	522	未 払 金	170
未 収 入 金	510	未 払 法 人 税 等	9
未収還付法人税等	2,683	未 払 消 費 税 等	56
そ の 他	22	未 払 費 用	843
固 定 資 産	155,153	賞 与 引 当 金	119
有 形 固 定 資 産	3,947	役 員 賞 与 引 当 金	62
建 物	2,185	そ の 他	44
構 築 物	2	固 定 負 債	73,477
工具、器具及び備品	1,416	長 期 借 入 金	71,688
リ ー ス 資 産	344	リ ー ス 債 務	522
無 形 固 定 資 産	109,474	資 産 除 去 債 務	1,241
の れ ん	107,112	そ の 他	26
ソ フ ト ウ ェ ア	1,743	負 債 合 計	105,060
リ ー ス 資 産	377	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	242	株 主 資 本	58,670
投資その他の資産	41,732	資 本 金	26,797
投資有価証券	39	資 本 剰 余 金	26,797
関係会社株式	38,055	資 本 準 備 金	26,797
繰延税金資産	827	利 益 剰 余 金	5,076
敷金及び保証金	2,769	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,076
そ の 他	95	繰越利益剰余金	5,076
貸倒引当金	△53	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		新 株 予 約 権	58
資 産 合 計	163,793	純 資 産 合 計	58,733
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	163,793

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

損 益 計 算 書

(自 2015年3月1日)
(至 2016年2月29日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	17,300
営 業 費 用	6,144
営 業 利 益	11,156
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3
受 取 手 数 料	6
保 険 解 約 返 戻 金	10
そ の 他	1
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	657
支 払 手 数 料	511
そ の 他	4
経 常 利 益	10,004
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	49
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	4,591
税 引 前 当 期 純 利 益	5,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	0
法 人 税 等 調 整 額	113
当 期 純 利 益	5,251

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書

(自 2015年3月1日
至 2016年2月29日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	24,500	24,500	△175	48,825
当期変動額				
新株の発行	2,297	2,297	—	4,594
当期純利益	—	—	5,251	5,251
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	2,297	2,297	5,251	9,845
当期末残高	26,797	26,797	5,076	58,670

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金		
当期首残高	—	—	48,825
当期変動額			
新株の発行	—	—	4,594
当期純利益	—	—	5,251
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5	58	63
当期変動額合計	5	58	9,908
当期末残高	5	58	58,733

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年 4 月15日

株式会社ベルシステム 2 4 ホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 仲 澤 孝 宏
業務執行社員
指定社員 公認会計士 矢 野 貴 詳
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルシステム24ホールディングスの2015年3月1日から2016年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ベルシステム24ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年 4 月15日

株式会社バルシステム 2 4 ホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた監査法人

指定社員	公認会計士	仲 澤 孝 宏
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	矢 野 貴 詳
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルシステム 2 4 ホールディングスの2015年 3 月 1 日から2016年 2 月29日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年3月1日から2016年2月29日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役全員が出席して監査役会を開催し、当社及び子会社各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本方針として監査計画、職務の分担等を定め、コンプライアンス及び内部統制システムの整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況及び事業運営の状況について報告・説明を受け、また、会計監査人から監査計画、四半期レビュー及び期末決算監査結果その他の職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人に対して必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程、監査役監査基準、内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、代表取締役との定期会合において意見交換を行い、取締役及び使用人等とのヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、主要な事業所に赴き、その業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を行い、意見を表明しました。また、内部監査部門と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人からは、監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに常勤監査役等が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行って参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

2016年4月19日

株式会社ベルシステム24ホールディングス 監査役会

常勤監査役	濱口 聡子	印
社外監査役	渡邊 和紀	印
社外監査役	中西 政明	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績、財務状況および今後の経営環境等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円

配当総額 金1,316,013,228円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの業容の拡大および今後の事業展開に備えるため、次のとおり事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合(外国における 組合に相当するものを含む。)その他 これらに準ずる事業体の株式または持 分を所有することにより、当該会社等 の事業活動を支配または管理すること を目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(25) (省略)	(1)～(25) (現行どおり)
(新設)	<u>(26) 芸能タレント、音楽家、実演家、スポ ーツ選手、文化人等の育成およびマ ネジメント</u>
<u>(26)～(32)</u> (省略)	<u>(27)～(33)</u> (現行どおり)
(新設)	<u>(34) 銀行代理業、金融商品仲介業および貸 金業</u>
(新設)	<u>(35) 保育所、託児所等の保育施設の経営</u>
<u>(33)～(34)</u> (省略)	<u>(36)～(37)</u> (現行どおり)
2 (省略)	2 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	(つげ いちろう) 柘植 一郎 (1958年3月19日生) 再 任	1980年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2000年9月 ㈱クリックエンタープライズ 出向 代表取締役社長 2006年4月 伊藤忠インターナショナル会社 生活資材・化学品部門長 2009年4月 伊藤忠商事㈱ 紙パルプ部長 2012年4月 同社 執行役員生活資材部門長 2015年4月 旧ベルシステム24ホールディングス 代表取締役兼副社長執行役員 2015年4月 ㈱ベルシステム24 代表取締役兼副社長執行役員 2015年9月 当社 代表取締役兼副社長執行役員 2016年3月 当社 代表取締役兼社長執行役員CEO (現任) 2016年3月 ㈱ベルシステム24 代表取締役兼社長執行役員 (現任)	600株
	取締役候補者 とした理由	総合商社における主に生活資材分野でのグローバルな事業経験とともに、同社の執行役員として事業戦略の立案といった経営の意思決定に關与する等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、代表取締役兼副社長執行役員を経て、現在は代表取締役兼社長執行役員として当社の経営を指揮しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	(はやた のりゆき) 早田 憲之 (1959年1月27日生) 再 任	1981年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2004年3月 イエローハット(上海)コンサルティング有限公司 出向 董事兼総経理 2009年4月 伊藤忠商事㈱ 機械経営企画部長 2013年4月 同社 執行役員秘書部長 2015年4月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役兼常務執行役員 2015年4月 ㈱ベル・メディカルソリューションズ 取締役 2015年5月 ㈱ベル・メディカルソリューションズ 代表取締役社長 2015年9月 当社 取締役兼常務執行役員 (現任) (担 当) 子会社事業統括、新規事業開発戦略担当	400株
	取締役候補者 とした理由	総合商社における主に機械分野でのグローバルな事業経験とともに、同社の機械経営企画部長や執行役員として戦略立案や経営管理の面から経営の意思決定に関与する等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、子会社の事業戦略の策定およびその実行を通じて当社グループ経営の推進に貢献してきており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。	
3	(まつむら いちろう) 松村 一三 (1960年6月18日生) 再 任	1983年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2013年4月 同社 住生活・情報カンパニーＣＦＯ補佐 2013年6月 コネクシオ㈱ 社外監査役 2014年10月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役兼代表執行役員副社長 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 代表取締役兼副社長執行役員 2015年4月 同社 取締役兼執行役員 2015年9月 当社 取締役兼執行役員 (現任) (担 当) 経営企画部、法務・コンプライアンス部および広報ＩＲ室担当	100株
	取締役候補者 とした理由	総合商社における主に情報通信分野での事業経験とともに、同分野でのＣＦＯ補佐や他の企業の監査役として幅広い観点から経営管理に携わる等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、経営企画、法務・コンプライアンスおよび広報ＩＲを管掌することによって、当社の経営の適正な運営に貢献してきており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	(かなざわ あきひこ) 金澤 明彦 (1959年5月12日生) 新 任	1982年4月 東燃㈱(現 東燃ゼネラル㈱) 入社 2000年7月 G E コンシューマー・ファイナンス㈱ 入社 2005年4月 ニッセン G E クレジット㈱ 代表取締役社長 2007年1月 アリックスパートナーズ・アジア L L C 入社 ディレクター 2012年3月 A. T. カーニー㈱ 入社 プリンシパル 2013年3月 旧ベルシステム24 常務執行役 2013年10月 同社 執行役 2015年3月 ㈱ベルシステム24 常務執行役員(現任) 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 執行役員 2015年9月 当社 執行役員(現任)	100株
	取締役候補者 とした理由	事業会社での経営者としての経験とともに、外資系経営コンサルティング会社での経験を通じて科学的アプローチや分析に関する高い能力と見識を有しております。また、当社に入社後は、執行役員として業務品質の改善に貢献してきており、今後は取締役としてそれらの能力と見識を当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。	
5	(のだ しゅんすけ) 野田 俊介 (1962年5月7日生) 再 任	1987年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2008年6月 エキサイト㈱ 代表取締役社長 2012年4月 同社 取締役(現任) 2012年4月 伊藤忠商事㈱ 情報・保険・物流部門長 2012年6月 伊藤忠テクノソリューションズ㈱ 取締役(現任) 2014年10月 ㈱B C J -15(現 当社) 代表取締役 2014年10月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役 2015年4月 伊藤忠商事㈱ 情報・通信部門長(現任) 2015年9月 当社 取締役(現任)	一株
	取締役候補者 とした理由	総合商社における情報通信分野での事業経験とともに、上場会社の代表取締役や取締役としての豊富な経験や知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	(すぎもと ゆうじ) 杉本 勇次 (1969年7月11日生) 再 任	1992年4月 三菱商事㈱ 入社 2000年12月 リップルウッド・ホールディングスＬＬＣ入社 2001年10月 ㈱デノン 取締役 2003年6月 コロムビアミュージックエンタテイメント㈱ 取締役 2003年6月 ㈱ディーアンドエムホールディングス 社外取締役(指名委員) 2005年6月 ㈱ディーアンドエムホールディングス 社外取締役(監査委員 報酬委員) 2005年6月 フェニックスリゾート㈱ 取締役 2005年7月 ㈱ＲＨＪインターナショナル・ジャパン 入社 マネージングディレクター 2006年6月 ベインキャピタル・アジア・ＬＬＣ 入社 マネージングディレクター (現任) 2007年6月 サンテレホン㈱ 取締役 2009年3月 ㈱ディーアンドエムホールディングス 取締役 2009年12月 旧ベルシステム24 取締役 2010年2月 ㈱ヒガ・インダストリーズ 取締役 2010年3月 ㈱ドミノ・ピザジャパン 取締役 2010年5月 旧ベルシステム24 社外取締役(指名委員 監査委員 報酬委員) 2011年7月 ㈱ＢＣＪー３ＢＳ 代表取締役 2011年11月 ㈱すかいらく 社外取締役 2011年12月 ㈱ドミノ・ピザジャパン 取締役 2012年1月 ㈱ＢＣＪー7 代表取締役 2012年2月 旧ベルシステム24 取締役(指名委員 監査委員 報酬委員) 2012年6月 ㈱すかいらく 取締役 2012年7月 ジュビターショップチャンネル㈱ 取締役 2014年3月 ㈱マクロミル 社外取締役 2014年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役(指名委員 監査委員 報酬委員) 2014年6月 ㈱ＢＣＪー15 (現 当社) 代表取締役 2014年6月 ㈱ＢＣＪー16 代表取締役 2014年7月 ㈱すかいらく 取締役(現任) 2014年7月 ㈱マクロミル 取締役(監査委員)(現任) 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役 2015年3月 大江戸温泉ホールディングス㈱ 社外取締役 2015年3月 ㈱マクロミル 取締役(指名委員 報酬委員)(現任) 2015年4月 ㈱ＢＣＪー24 (現 ㈱スフィンクス) 代表取締役(現任) 2015年5月 ㈱雪国まいたけ 社外取締役(現任) 2015年5月 大江戸温泉ホールディングス㈱ 取締役 2015年6月 ㈱ニチイ学館 社外取締役(現任) 2015年7月 日本風力開発㈱ 取締役(現任) 2015年9月 当社 取締役(現任) 2016年2月 大江戸温泉物語㈱ 取締役(現任)	一株
	取締役候補者 とした理由	数多くの企業への投資と経営支援の実績とともに、多様な業種での役員としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き当社の経営に客観的な視点から有益な助言が期待できるものと判断したためであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	(いしざか のぶや) 石坂 信也 (1966年12月10日生) 再 任 社 外 独立役員	1990年4月 三菱商事㈱ 入社 2000年5月 ㈱ゴルフダイジェスト・オンライン設立 同社 代表取締役社長 (現任) 2012年6月 ㈱インサイト 代表取締役社長 2013年8月 ㈱ベンチャーリパブリック 取締役 (現任) 2014年9月 ㈱GDOゴルフテック 代表取締役社長 (現任) 2015年4月 ㈱インサイト 取締役 (現任) 2015年5月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役 2015年9月 当社 取締役 (現任)	一株
	社外取締役候補者 とした理由	総合商社での幅広い経験に加え、上場企業の代表取締役としての豊富な経験や知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。	
8	(つるまき あき) 鶴巻 暁 (1968年11月17日生) 新 任 社 外 独立役員	1993年4月 東京都庁 入庁 1994年10月 司法試験 合格 1995年4月 司法研修所 入所 1997年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 2002年9月 上條・鶴巻法律事務所 共同代表 (現任) 2012年6月 市光工業㈱ 社外監査役 (現任)	一株
	社外取締役候補者 とした理由	弁護士として法律に関する高い専門知識と経験とともに、情報セキュリティに関する高い見識を有しており、当社のコンプライアンス経営の推進に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断しております。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石坂信也および鶴巻暁の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、現在、野田俊介、杉本勇次および石坂信也の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。また、鶴巻暁氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。
4. 石坂信也氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会の終結の時をもって8ヶ月となります。
5. 当社は、石坂信也氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。鶴巻暁氏につきましても、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役中西政明氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役は退任される監査役の補欠として選任されることになるため、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
(つちはし あきら) 土橋 晃 (1962年9月10日生) 新任 社外	1985年4月 伊藤忠商事㈱ 入社 2007年5月 同社 経理部税務室長 2012年4月 同社 東アジア総代表補佐 経営管理担当 (上海駐在) 2015年5月 同社 住生活・情報カンパニーＣＦＯ 2015年5月 伊藤忠建材㈱ 監査役 2015年5月 日伯紙パルプ資源開発㈱ 社外監査役 2015年5月 伊藤忠都市開発㈱ 監査役 2016年4月 伊藤忠商事㈱ 執行役員 情報・金融カンパニーＣＦＯ (兼) 住生活カンパニーＣＦＯ 2016年5月 同社 執行役員 情報・金融カンパニーＣＦＯ (現任)	一株
社外監査役候補者 とした理由	長年にわたり総合商社において経理部門の職務に携わっており、また他の企業において監査役に就いていたことから、その経験と見識を当社の監査体制に活かすことが期待できるものと判断したためであります。	

(注) 1. 土橋晃氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 土橋晃氏は、社外監査役候補者であります。

3. 土橋晃氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする予定であります。

4. 土橋晃氏は、2016年6月22日付で伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役役に就任する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2015年8月27日の臨時株主総会において補欠監査役に選任された余郷雅巳氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
(よごう まさみ) 余郷 雅巳 (1963年12月4日生)	1986年4月 ㈱K G K (現 ㈱兼松K G K) 入社 1995年1月 鈴木司法書士事務所 入所 2000年4月 富士通カンタムデバイス㈱ (現 住友電工デバイス・イノベーション㈱) 入社 2004年4月 旧ベルシステム24 入社 2008年9月 同社 法務室長 2013年3月 同社 監査室長 2015年9月 当社 監査部長 (現任)	一株
補欠監査役候補者 とした理由	当社に入社以来、法務部門を経て、現在は監査部門の責任者を務めており、内部統制やコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに対する高い見識を当社の監査体制に活かすことができるものと判断したためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断しております。	

(注) 1. 余郷雅巳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 余郷雅巳氏は、監査役濱口聡子氏の補欠として選任するものであります。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

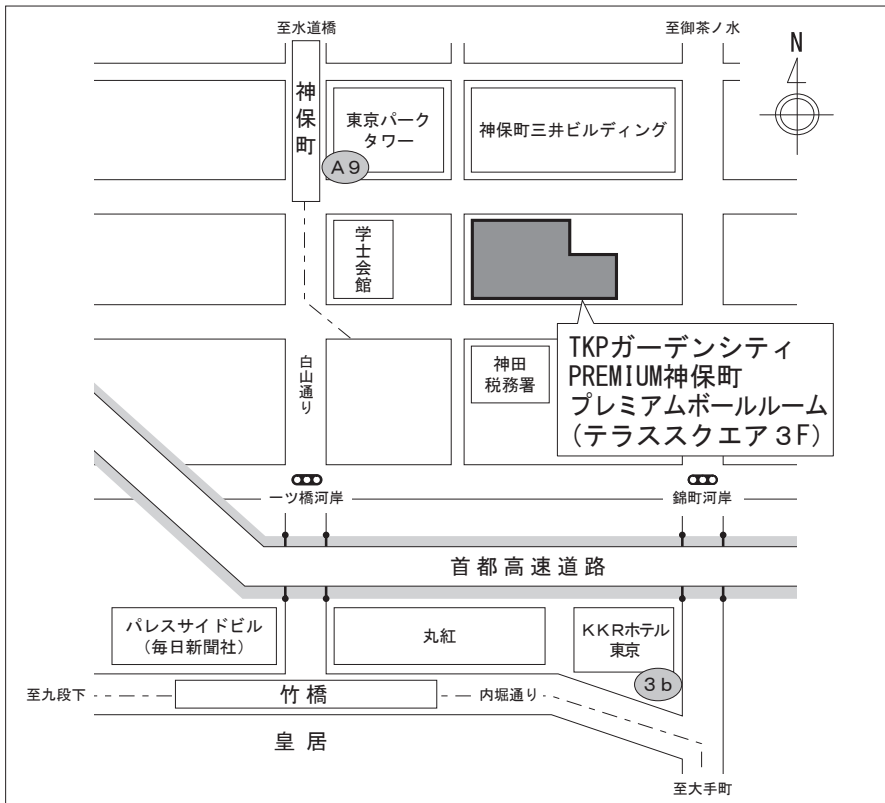
株主総会会場ご案内図

<住 所>

東京都千代田区神田錦町三丁目22番地 テラススクエア 3 階
TKPガーデンシティPREMIUM神保町プレミアムボールルーム

<交通／周辺地図>

東京メトロ半蔵門線	神保町駅	A 9 出口	徒歩 2 分
都営新宿線	神保町駅	A 9 出口	徒歩 2 分
東京メトロ東西線	竹橋駅	3 b 出口	徒歩 5 分



◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。